

2 長薬発第 541 号
令和 2 年 8 月 31 日

地域薬剤師会長 様
役 員 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく
感染防止策の徹底について（通知）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県では、8 月 28 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、9 月 1 日から 30 日までの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請を行うこと等を決定した旨、同対策本部長（長野県知事）から通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、会員に対し内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 ☎FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

2 薬第316号
令和2年（2020年）8月31日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染防止
策の徹底等について（要請）

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では8月28日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添のとおり、9月1日から30日までの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴会の会員に対し、下記について周知していただくようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされておりますので、引き続き、取組の推進にご配慮ください。

(2) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、次に示す開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくよう会員の皆さまに周知してください。

また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者

へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者となる会員の皆様に周知してください。

イベント開催の目安（9月1日～9月30日）

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ 2m）

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いします。

- ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の把握が困難で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものは、中止を含めて慎重な検討を行ってください。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が生じない行事については、十分な感染防止策を実施いただくとともに、接触確認アプリの活用を参加者に促進し、連絡先を把握する等の対策を講じてください。

2 協力を依頼する事項

（1）感染者が多数発生している地域との往来等の注意

多くの都道府県で、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っていることを踏まえ、他の都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとっていただき、県内においても感染者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとっていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大がさらに進んだ都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあ

らためて検討し、慎重に判断していただき、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往来を控えることを検討していただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

※なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippai/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>

(2) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する取組を行っていただくことや、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗についても密集を避けるための対策等をとっていただくよう会員の皆様に周知してください。

(3) 会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起

会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実施や長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けていただくこと、また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止対策を講じている店舗の利用が望ましいことを会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

(4) 観光施設等における必要に応じた利用者名簿の作成等による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、観光施設等においては必要に応じて利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握していただくよう会員の皆様に周知してください。

(5) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、感染者等が安心できる温かい社会をつくる取組を行っていただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

担 当	健康福祉部 薬事管理課 薬事温泉係 小池 裕司（課長）西澤 洋一（担当）
電 話	026-235-7157（直通）
ファクシミリ	026-235-7398
電子メール	yakuj i@pref.nagano.lg.jp

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（９月１日～９月３０日） ～第２波の収束に向けた対策と社会経済活動の両立～

令和２年８月２８日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

１ 現状・基本認識

（１）現状

令和２年５月２５日の緊急事態宣言解除後、一旦落ち着きを見せていた新規感染者は、６月以降東京都を中心に増加傾向となり、都市部から地方にかけて全国的な感染拡大が生じている。

直近１週間（８月２１日から２７日まで）の全国の人口１０万人当たり新規感染者数（公表日ベース）は４.５４人で、前の週（８月１４日から２０日まで）の５.８７人と比べて減少しているものの、重症者数及び死亡者数は増加傾向にあり、一部地域では、医療提供体制のひっ迫が懸念されるなど、未だ予断を許さない状況にある。

本県においても、７月１１日以降連日のように新規感染者が確認されており、「第２波」を迎えている状況にある。７月２９日には、長野県全域の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルを２に引き上げ注意報を、８月４日には、佐久、上田及び北信の３圏域について、初めてレベルを３に引き上げ警報を発出した。

さらに、８月２８日には、全県の直近１週間の新規感染者数がレベル４の基準（人口１０万人当たり２.５人）を超えたため、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状況が認められる上田圏域のレベルを４に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、さらなる対策の強化を図ることとした。

現時点での、本県の直近１週間（８月２１日から２７日まで）の状況を見ると、人口１０万人当たり新規感染者数は２.７４人と、前の週（８月１４日から２０日まで）の０.８８人と比べて大幅に増加しており、今後、本県においてもさらなる感染の拡大が生ずるおそれがあるか、緊張感を持って県内外の感染状況を注視しつつ、迅速かつ的確に対策を講じていくことが必要な状況となっている。

（２）基本認識

９月の１か月間は、いかに「第２波」を収束させるかを主眼としつつ、社会経済活動を活性化させるとともに、今後訪れる可能性のある第３波、第４波に備える重要な時期である。

新型コロナウイルス感染症のリスクは身近に存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の実践を徹底するとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、感染者等を温かく迎える地域づくりを推進する必

要がある。

また、感染拡大に備え医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策を強化できる体制を整える必要がある。

こうした対策を実施しながら、冷え込んでいる県内経済の再生を図るため、消費喚起、県内観光の促進等経済活動の活性化を支援するとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と社会経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、9月1日から9月30日までの対策においては、以下の5点を重点として、進めることとする。

- 1 第2波の収束に向けた的確な対策を実施すること
- 2 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 3 医療・検査体制の整備など感染拡大への備えを進めること
- 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること
- 5 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により必要が生じた場合は、期間中であっても本対応方針を見直すものとする。

2 第2波の収束に向けた的確な対策を実施するための取組《重点1》

「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標とし、他の指標も含めて常時モニタリングする。

また、感染が増加した圏域においては必要な要請等を行うほか、積極的な検査の実施、必要な宿泊療養施設の確保、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

3 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点2》

(1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、

実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

〔各部局〕

（２）感染者が多数発生している地域との往来

多くの都道府県で、直近１週間の人口１０万人当たりの新規感染者数が１．０人を上回っていることを踏まえ、県として、他の都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとることを県民に呼びかける。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の３つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大がさらに進んだ都道府県（直近１週間の人口１０万人当たりの新規感染者数が２．５人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断するとともに、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往来を控えることを検討するよう呼びかける。

なお、県内においても感染者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとることを呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

（３）新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

（４）高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者

等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

〔健康福祉部・産業労働部・危機管理部〕

（５）事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請

事業者に対して、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の問取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を促す（特措法第 24 条第 9 項）。

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、様々な機会を捉えて個別の事業者へのガイドラインの浸透を図る。

また、適切な感染防止策の実施に当たっては、国の「持続化補助金」及び県の上乗せ補助等により支援を行っていることを周知し、活用を促す。

〔各部局〕

（６）商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援するとともに、飲食店等が行う感染防止策に対し、「持続化補助金」等を活用するよう周知するなど、きめ細かな支援を行う。

〔産業労働部〕

（７）「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

（８）会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起

会食や飲み会における感染が増加していることを踏まえ、会食等に際しては、「３密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるよう、県民及び他県からの来訪者に呼びかける。

また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止策を講じている店舗の利用が望ましい旨を周知する。

〔各部局〕

(9) 「新しい生活様式」に適應した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援するとともに、顧客との密接を避けることが難しい理美容業等の小規模事業者の感染防止策を支援する。

〔産業労働部・営業局〕

(10) 「新しい生活様式」に適應した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにするなどの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(11) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(12) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(13) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、宿泊施設において緊急時に適切な対応ができるよう、感染疑い事例発生時の対応 Q&A を広く周知するとともに、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用して感染防止対策の啓発を強力に行う。

また、事業者や市町村等関係機関と連携・協力して、観光地における感染症対

策の強化を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

4 医療・検査体制の整備など感染拡大への備えを進めるための取組

《重点3》

(1) 医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の感染者を想定して整理した、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者のフェーズに応じた受入体制を維持するとともに、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

また、季節性インフルエンザの流行期に備え、医療が十分機能するような体制の整備を進める。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の拡充

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、1日1,000件以上の検査が可能となるよう検査体制を強化していく。

引き続き、簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関等に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築する。

福祉現場において、感染者が発生した場合に他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する体制を構築する。

〔健康福祉部〕

(4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに

検査を実施するとともに、院内（施設内）において感染者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施するなど積極的に感染拡大防止のための措置を講じる。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

〔健康福祉部〕

5 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点4》

（1）長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

（2）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

（3）失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施する。

さらに、ジョブカフェ信州において、キャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を拡充し、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援する。

〔産業労働部〕

（4）信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(5) With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

市町村や関係者と連携して、国の Go To トラベル事業の活用などにより、引き続き地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

また、観光客とその受入側の観光地双方にとって安全・安心な観光地域づくりを目指し、事業者や市町村等関係機関と連携して、観光地・観光施設における感染防止対策を推進するとともに、観光客に対してもその主体として意識を高める取組を展開し、感染拡大防止と観光振興の両立を図る。

さらに、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代における長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(7) 農家等の経営継続に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

また、県産花きの活用キャンペーンや、牛肉等の学校給食への提供などにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぽ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

(10) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住いのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住いの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

6 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点5》

(1) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発などの取組を行う。

また、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

〔県民文化部・各部局〕

(2) 誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誰もが感染する可能性があるという意識を浸透させ、感染者等を応援し、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくるため、新型コロナ関連人権対策チームを中心に、部局横断・関係機関の連携を強化し、誹謗中傷等の状況把握・共有、事案に応じた対応や効果的な啓発・情報発信を行う。

〔県民文化部・各部局〕

7 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館

等)については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、当面、別添「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」に従い実施する。

〔各部局〕

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する(特措法第24条第9項)。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。

※イベント開催の目安(7月10日から8月31日までと同様)

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

(注)上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

- ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の把握が困難で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものは、中止を含めて慎重な検討を求める。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が生じない行事については、十分な感染防止策を実施するとともに、接触確認アプリの活用を参加者に促し、連絡先を把握する等の対策を講じること。

〔各部局〕

(5) 避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、

知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和２年長野県条例第 25 号）第 5 条に基づく感染症対策として実施するものである。）

県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を実施していくことが求められています。

県としても、感染防止に最大限の留意を払いながら、必要なものは実施していくこととします。各部局においては、イベント等を開催するに当たっては、新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、参加者及び職員への感染を防止するための行動を自ら考え、工夫し、そして実践してください。

当面、県主催のイベント・行事の実施については、以下のとおり対応することとします。「新しい生活様式」の定着を推進し、県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るべく、積極的に業務を行いましょう。

なお、急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととします。

県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

1 県主催のイベント・行事開催の目安

【9月1日～9月30日】

- ・ 屋内・屋外ともに 5,000 人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ 2 m)
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重に検討する。

(注) 上記の人数に満たないイベント・行事であっても、その形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、必要な場合は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの対策を講じること。

【10月1日～】(※国における検討経過を踏まえて、改めて検討する。)

2 県主催のイベント・行事を開催するに当たっての留意事項

イベント・行事を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し、実践することが求められる。

担当部局は、以下の項目を参考としながら、安全な開催に向けて十分に検討した上で、イベント等の準備を進めていくこと。

(1) 開催前

- ・ 風邪（発熱・咳等）症状がある方に対する入場拒否の可能性の事前の周知
- ・ 当該イベントの参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前の要請
- ・ 接触確認アプリのインストールの事前の求め

(2) 会場準備

- ・ アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- ・ 参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以上に制限
- ・ 座席の隣との間隔を一人席分空けるなど、十分な距離の確保（2 m程度の間隔、パネルの設置など）
- ・ 共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

(3) 入場時

- ・ 職員や参加者・利用者にマスク着用の周知、着用なしの場合の配付等の対応
- ・ 入退時の出入口の分離、人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ・ 入場時の検温の実施
- ・ アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒徹底の求め
- ・ 催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知

◆不特定多数の者が参加するイベントにおいて

- ・ 参加者名簿に、氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

(4) 終了後

- ・ 終了後に共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- ・ 参加者のリストについて、長野県個人情報保護条例に従った適切な管理、また1か月程度を目途とした廃棄

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるわけではない。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行った上で、実施の判断を行うこと。

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が**目・鼻・口**に入ることによって感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルス**がついた手で**目・鼻・口**に触れることによって感染します（**接触感染**）。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保**、**人込みの中でのマスク着用**、**手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- マスク着用や小まめな手洗いをスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの体調管理、健康チェックを行いましょう。
また、発熱の症状などがある人が休みやすい環境を整えましょう。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょう。
- 施設内の定期的な換気や設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょう。
- 在宅勤務や、時差出勤、交代制勤務などによる勤務時間の分散等を推進しましょう。
- お客様に咳エチケットや手指の消毒を呼びかけましょう。
- 「新型コロナウイルス対策推進宣言」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様にお知らせしましょう。

新たな日常の すゝめ



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

新型コロナウイルスは、**目・鼻・口**から感染します。

飛沫
感染



咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに
会話を行うことで生じる**飛沫が**

目・鼻・口に入ることで感染します。

接触
感染

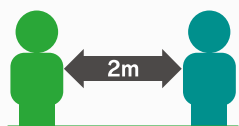


ウイルスがついた手で
目・鼻・口に触れること

で感染します。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう！

3つの基本



身体的距離の確保



マスクの着用
(人混みの中、会話の際)



手洗い・手指消毒

3密の回避



3つの確認

- ☒ 体温確認
- ☒ 体調確認
- ☒ 行動履歴確認

毎日の**健康チェック**を欠かさず
に行いましょう。風邪症状がある
ときは、外出を避けましょう。

症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や有症者相談窓口にご相談しましょう。

【参考】

イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について

長野県

国では、人と人との距離が確保されない場合など、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて広く周知するよう求めています。

名簿作成の考え方をとりまとめましたので、参考にしてください。

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、発症前2週間の行動調査、接触者調査を実施し、感染拡大防止に努めています。作成していただいた名簿は、イベント参加者や施設利用者への感染拡大を防止するため、保健所が実施する行動調査、接触者調査に限って利用いたします。

2 利用方法

- ① 接触者と推定される方に、利用施設から確認の電話
(確認内容：利用実態の有無、行政への情報提供の可否)
- ② 情報提供を承諾された方に限り、管轄保健所へ情報提供
- ③ 保健所から協力依頼・聞取り調査の実施
- ④ 濃厚接触者に該当する場合には健康観察等の実施

※濃厚接触者：患者と同居あるいは長時間の接触があった方、手で触れることのできる距離（目安1m）で、感染予防策なしで ~~15~~ 分以上の接触があった方 等

3 留意事項

- ① 目的・利用方法を説明し、同意を得た上で作成してください。
- ② 入口に案内板を設置するなど、利用者への周知にご配慮ください。
- ③ 個人情報保護にご留意ください。

例：A 名簿の保管は鍵付きロッカーとする。

B 目的外の使用はしない。

C 行政への情報提供の際は本人の承諾を得る。
- ④ 名簿の保管期間は概ね1か月としてください。

業種別ガイドラインについて

令和2年8月6日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
1	①劇場、観覧場、映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html
2		全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf
3		全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0529_COVID-19_guideline.pdf
4		一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	経済産業省 文部科学省	http://www.acpc.or.jp/pdf/COVID-19/20200527_01.pdf https://www.acpc.or.jp/pdf/COVID-19/20200710_01.pdf http://www.iame.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/05/covid-19_guideline20200525.pdf https://www.iame.or.jp/information/%e9%9f%b3%e6%a5%bd%e3%82%b3%e3%83%b3%e3%82%b5%e3%83%bc%e3%83%88%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93-2/ http://www.fmp.or.jp/information/?p=947
5		クラシック音楽公演運営推進協議会	文部科学省	https://www.classic.or.jp/2020/06/blog-post.html
6		緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	http://ipasn.net/stage_guideline0630a.pdf
7	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf
8		一般社団法人日本コンベンション協会（MICE）	国土交通省	https://jp-cma.org/news/5146/
9		公益社団法人 日本青年会議所	経済産業省	http://www.jaycee.or.jp/
10	③展示場	一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	https://www.nittenkyo.ne.jp/_
11	④体育館、水泳場、ボウリング場、運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173 https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200529_002159.html
12		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.jleague.jp/news/article/17425/
13		一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	文部科学省	http://www.nadeshikoleague.jp/news/upload_file/covid-19_guideline.pdf
14		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-d818-4ba8-a81f-915f6cc880e5.pdf
15		公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	https://www.jgra.or.jp/wp1907/wp-content/uploads/2020/05/JGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版-第三版-1.pdf
16		公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.itia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf
17		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://aia.jp/%e3%81%8a%e7%9f%a5%e3%82%89%e3%81%9b/%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93/
18		一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	http://shaipukyo.ciao.jp/
19		全国麻雀業組合総連合会	警察庁	https://www.zenjanren.com/
20		パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	http://www.zennichiuren.or.jp/
21		公益財団法人 日本ゴルフ協会 公益社団法人 日本プロゴルフ協会 一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会 一般社団法人 日本ゴルフツアー機構 一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	http://www.jga.or.jp/jga/jsp/championship/news_detail_17425.html http://www.pga.or.jp/2020/05/post_2391.html#more https://www.joga.or.jp/news/info/40755 https://www.igto.org/pc/JgtoInformationDetail.do?administerNo=581&publicDay=20200520 http://www.golf-gtoa.or.jp/covid19_guideline
22		公益社団法人 日本ボウリング場協会	経済産業省	https://bowling.or.jp/
23		公益社団法人日本プロボウリング協会	文部科学省	https://www.jpba1.jp/assets/pdf/Tournament/2020/AntivirusGuidelineForTournament.pdf
24		一般社団法人 日本レジャーダイビング協会 スクバダイビング事業協同組合	経済産業省	https://diving.or.jp/ http://www.sd-kumiai.org/

業種別ガイドラインについて

令和2年8月6日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
25		一般社団法人 日本野球機構	文部科学省	https://npb.jp/npb/20200617_coronavirus_guideline.pdf https://npb.jp/npb/20200707_guideline_for_2020season_games.pdf
26		一般財団法人 日本ボクシングコミッション 日本プロボクシング協会	文部科学省	https://www.jbc.or.jp/
27		東日本遊園地協会 西日本遊園地協会 等	経済産業省	https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf https://www.nagashima-onsen.co.jp/spaland/wp-content/uploads/sites/7/2020/05/COVID-19_guideline.pdf
28		一般社団法人 日本スイミングクラブ協会	経済産業省	http://www.sc-net.or.jp/pdf/COVID19_Guidelines.pdf
29		一般社団法人 日本フィットネス産業協会	経済産業省	https://www.fia.or.jp/public/19525/
30		公益財団法人 日本相撲協会	文部科学省	http://sumo.or.jp/Watching/guide/jul/room/600/
31	⑤博物館、美術館、図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	https://www.i-muse.or.jp/02program/pdf/iam_covid_guideline_20200525.pdf
32		公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5320
33		公益社団法人 全国学校図書館協議会	文部科学省	https://www.i-sla.or.jp/pdfs/sla-guideline20200619.pdf
34		地方競馬全国協会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#j_ryoushubetsu
35		一般社団法人 ライブハウスコミッション NPO法人 日本ライブハウス協会 飲食を主体とするライブスペース運営協議会 日本音楽会場協会	厚生労働省	http://lhc.tokyo/ http://i-livehouse.org/guideline/ https://www.japan-mva.com/
36		全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://zensyaren.net/
37		一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会 一般社団法人 カラオケ使用者連盟 一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	経済産業省 文部科学省	http://www.ikba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c8ba7.pdf https://www.kua.or.jp/pdf/guideline.pdf http://www.karaoke.or.jp/img/guideline.pdf
38		公益社団法人 全国競輪施行者協議会 全国小型自動車競走施行者協議会 公益財団法人 J K A 一般財団法人 東日本小型自動車競走会 一般財団法人 西日本小型自動車競走会 一般社団法人 日本競輪選手会 一般社団法人 全日本オートレース選手会 一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	経済産業省	http://www.zenrin.or.jp/ https://www.keirin-autorace.or.jp/NEWS/20200529.html http://keirin-jpcu.org/news.php?@DB_ID@=992
39		一般社団法人 ナイトクラブエンターテイメント協会 西日本クラブ協会 ミュージックバー協会	警察庁	http://nce.or.jp/ https://wca-official.com/
40		ボートレースコロナ対策決定本部	国土交通省	https://www.motorboatracetracing-association.jp/
41		公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://jia.or.jp/wp-content/uploads/2020/07/guidelinever.3.pdf
42		特定非営利活動法人 全国検定振興機構	文部科学省	https://www.zenken.or.jp/newsletter/1549.html
43		一般社団法人 全国外国語教育振興協会	経済産業省	https://zengaiyo.jp/zgkinfo/inf-2211/
44		一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経済産業省	http://www.piano.or.jp/info/news/2020/05/31_26095.html
45		全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	http://www.zensiren.or.jp
46	⑦自動車教習所、学習塾等	全国届出自動車教習所協会	警察庁	http://www.zenikyo.com
47		一般社団法人 日本総合健診医学会 公益社団法人 日本人間ドック学会 公益財団法人 結核予防会 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 公益財団法人 日本対がん協会 公益社団法人 全日本病院協会 一般社団法人 日本病院会	厚生労働省	https://ihcp.jp/ihcp/sisetu/covid_19.isp#coronavirus6 https://www.ningen-dock.jp/covid19_dock https://www.iatahq.org/ http://www.zenseiren.or.jp/ https://www.icancer.jp/about_cancer_and_checkup https://www.aiha.or.jp/hms/medical-checkup/ https://www.hospital.or.jp/docu/index.html

業種別ガイドラインについて

令和2年8月6日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
		公益財団法人 予防医学事業中央会		http://www.vobouizaku-chuo.or.jp/
48		公益社団法人 日本医師会	厚生労働省	http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009500.html
49		公益社団法人 日本歯科医師会	厚生労働省	https://www.ida.or.jp/dentist/anshin-mark/
50	⑨インフラ運営等	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf
51		一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	https://www.japanlog.or.jp/info/data/20200514.pdf
52		全国石油商業組合連合会	経済産業省	http://www.zensekiren.or.jp/20200414
53		公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	https://iascoma.com/index.html
54		一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html
55		東日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.e-nexco.co.jp/
56	⑨インフラ運営等	中日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html
57		西日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.w-nexco.co.jp/
58		首都高速道路株式会社	国土交通省	https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/
59		阪神高速道路株式会社	国土交通省	https://www.hanshin-expo.co.jp/company/
60		本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	https://www.jb-honshi.co.jp/
61		一般社団法人 全国建設業協会	国土交通省	http://www.zenken-net.or.jp/
62		一般社団法人 日本建設業連合会	国土交通省	https://www.nikkenren.com/
63		一般社団法人 マンション計画修繕施工協会	国土交通省	http://www.mks-as.net/
64		一般社団法人 住宅生産団体連合会	国土交通省	https://www.judanren.or.jp/activity/demand-proposal/pdf/covid_guideline_20200521.pdf
65		一般社団法人 日本埋立浚渫協会 一般社団法人 日本海上起重技術協会 一般社団法人 日本潜水協会 日本港湾空港建設協会連合会 全国浚渫業協会	国土交通省	https://www.umeshunkyo.or.jp/ http://www.kaigikyoku.jp/ http://www.sensui.or.jp/ http://www.nikkoren.com/ https://www.zen-shun.com/
66		一般社団法人 電気通信事業者協会	総務省	https://www.tca.or.jp/
67		一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	https://www.shokusan.or.jp/news/3694/
68		公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	http://lila.lin.or.jp/archives/3079
69		公益社団法人 大日本農会	農林水産省	http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/
70		一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#l_gyoushubetsu
71		全国漁業協同組合連合会 一般社団法人 大日本水産会	農林水産省	https://www.zengyoren.or.jp/information/detail.php?type=press&id=152 https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%9f%e3%81%97%e3%81%9f/
72	⑩飲食料品供給	全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会	農林水産省	http://www.seika-proshi.or.jp/ http://www.zenseioroshiren.or.jp/ https://mmb.imma.or.jp/common/news/200514_新型コロナウイルス_対応ガイドライン_(卸売市場).pdf

業種別ガイドラインについて

令和2年8月6日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
		全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会		https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#el_gyoushubetsu
73		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#el_gyoushubetsu
74		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	http://www.saisihokukyo.or.jp/
75		全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://www.icenet.or.jp/
76		全国食肉生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	http://www.zenniku-seiren.or.jp/
77		全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://www.zenchoren.jp/
78		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#el_gyoushubetsu
79	⑩飲食料品供給	一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#el_gyoushubetsu
80		酒類業中央団体連絡協議会	財務省	http://ajlma.or.jp/policy/guideline529.pdf
81		一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 一般社団法人 日本フードサービス協会	農林水産省 厚生労働省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#el_gyoushubetsu
82	⑪食堂、レストラン 喫茶店等	一般財団法人 カクテル文化振興会 一般社団法人 日本バーテンダー協会 一般社団法人 日本ホテルバーメンス協会	厚生労働省	http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf http://www.bartender.or.jp/ https://8d68bba1-e89f-47d0-af10-c5deac5f4e39.filesusr.com/ugd/75d272_c85f9caf48f944d3b0fec4062ca1814.pdf
83		一般社団法人日本旅客船協会 屋形船東京都協同組合 東京湾屋形船組合 江戸屋形船組合	国土交通省	https://www.iships.or.jp/ https://www.edoyakatabune.com/
84	⑫生活必需物資供給	オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会	経済産業省 農林水産省	https://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html#el_gyoushubetsu http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&page=index&year=2020#526 http://www.super.or.jp/?p=11151 https://japan-retail.or.jp/ http://www.jsa-net.gr.jp/ http://www.jacds.gr.jp/ https://www.div.or.jp/news-all/top-news/411-2020-07-31.html https://www.ifa-fc.or.jp/particle/3060.html https://www.vca.or.jp/topics/2020/07/post-9.html
85		大手家電流通協会	経済産業省	https://www.joshin.co.jp/info/0513guideline.pdf
86		日本書店商業組合連合会	経済産業省	http://www.j-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf
87		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	http://www.cdvn.jp/modules/information/index.php?page96.html
88		全国商店街振興組合連合会	経済産業省	http://www.svoutengai.or.jp/news/topics.cgi
89		一般社団法人 日本補聴器販売店協会	厚生労働省	http://www.jhida.org/pdf/guidelines/Guidelines_COVID-19_JHIDA.pdf
90		全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298 https://www.jcha.or.jp/news/203
91		一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801
92		一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構	農林水産省	https://www.kouryu.or.jp/service/kodomo.html
93		一般社団法人 日本ファームステイ協会	農林水産省	https://jpcsa.org/info/
94		一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
95	⑬生活必需サービス	全国質屋組合連合会	警察庁	http://www.zenshichi.gr.jp

業種別ガイドラインについて

令和2年8月6日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
96		NPO法人日本ネイリスト協会	経済産業省	https://www.nail.or.jp/information/coronavirus/guideline/index.html
97		全国理容生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	http://www.rivo.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/jcvepdf_merged.pdf
98		全日本美容業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	http://www.biyo.or.jp/news/guideline.html
99		全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://www.zenkuren.or.jp/news/4831
100		全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	http://www.i010.or.jp/zenyoku/img/zenyoku_guideline.pdf
101		一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	経済産業省	http://www.relaxation-net.jp/information/news/7573
102		一般社団法人 日本ダストコントロール協会	厚生労働省	http://www.dust-control.or.jp/data/file/info/200629.pdf
103	⑭ごみ処理	一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.html
104		公益社団法人 全国産業資源循環連合会		https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/standards/
105	⑮冠婚葬祭	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	https://www.bia.or.jp/guidelines/ https://www.zengokyo.or.jp/news/1380/
106		日本バンケット事業協同組合	経済産業省	https://www.j-banquet.com/index.php
107		一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	経済産業省	http://www.imic.gr.jp/
108		全日本葬祭業協同組合連合会 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	経済産業省	https://www.zensoren.or.jp/ https://www.zengokyo.or.jp/news/1988/
109		一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/iba103834
110	⑯メディア	日本放送協会	総務省	https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf
111		一般社団法人 衛星放送協会	総務省	https://www.eiseihoso.org/
112		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	https://www.catv-icta.jp/topics/detail/1760
113		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	https://www.icba.jp/community/index.html
114		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	http://www.eiren.org/
115		一般社団法人 日本音声製作者連盟	経済産業省	https://onseiren.com/wp/wp-content/uploads/Japa_Guideline-1.pdf
116		特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション	文部科学省 経済産業省	https://www.japanfc.org/wp-content/uploads/2020/06/20200625_1.pdf
117		協同組合日本写真館協会	経済産業省	https://www.shashinkan.com/
118		一般社団法人日本コールセンター協会	経済産業省	https://ccaj.or.jp/
119		公益社団法人 日本訪問販売協会	経済産業省	http://jdsa.or.jp/covid19guidelines/?%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%82%92%E8%AA%AD%E3%82%80=%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%82%92%E8%AA%AD%E3%82%80
120		一般社団法人 全国ペット協会	環境省	http://zpk.or.jp/news/archives/172
121	⑰個人向けサービス	一般社団法人日本自動車販売協会連合会 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 一般社団法人全国軽自動車協会連合会 日本自動車輸入組合 一般財団法人日本自動車査定協会 一般社団法人日本自動車購入協会 一般社団法人日本オートオークション協議会 全国オートバイ協同組合連合会 一般社団法人中古二輪自動車流通協会 一般社団法人日本二輪車オークション協会 一般社団法人日本R V協会	経済産業省	http://www.iada.or.jp/wp-content/uploads/0f9dc46083cd36256950c94098a0a555.pdf https://www.jucda.or.jp/covid-19/guideline/ https://www.zenkeijikyoo.or.jp/info-5232 http://www.jaia-jp.org/news/report2005272/ http://www.jaai.or.jp/jaailimage/pdf/corona200708/corona-annai-200708.pdf http://www.jpuc.or.jp/cp_news/200526_1700%E3%80%90%E3%82%bb%E3%83%83%E3%83%88%E7%B9%88%E3%80%91%E8%87%aa%E5%8b%95%E8%bb%8a%E8%b2%a9%E5%a3%b2%E3%81%ab%E3%81%8a%E3%81%91%E3%82%8b%E6%84%9f%E6%93%E4%ba%88%E9%98%b2%E5%af%be%E7%ad%96/ http://nak-hp.info/ http://www.ajac.gr.jp/news.php?id=88 https://umda.or.jp/post-3333/ http://jaba-au.or.jp/?p=1041 https://www.irva.com/irvamembers/

業種別ガイドラインについて

令和2年8月6日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
122	⑱金融	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/
123		日本証券業協会	金融庁	http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronag1.pdf
124		一般社団法人 全国信用金庫協会	金融庁	https://www.shinkin.org/news/pdf/20200515guideline.pdf
125		一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	https://www.shinyokumiai.or.jp/pdf/news20200515.pdf
126		一般社団法人 全国労働金庫協会	金融庁	https://all.rokin.or.jp/important/file/koronaguideline.pdf
127		一般社団法人 生命保険協会	金融庁	https://www.seiho.or.jp/data/billboard/disaster05/pdf/01.pdf
128		一般社団法人 損害保険協会	金融庁	https://www.sonpo.or.jp/news/covid-19/index.html
129		日本貸金業協会	金融庁	https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php
130		一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	https://www.j-credit.or.jp/
131		公益社団法人 リース事業協会	経済産業省	https://www.leasing.or.jp/docs/guide20200529.pdf
132	⑲物流、運送	鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会 ・ JR等）	国土交通省	http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html
133		公益社団法人 日本バス協会	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline_v3.pdf
134		貸切バス旅行連絡会 （公益財団法人 日本バス協会、 一般社団法人 日本旅行業協会、 一般社団法人 全国旅行業協会）	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/index.html http://www.jata-net.or.jp/virus/ http://www.anta.or.jp/covid-19/
135		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13
136		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	http://www.kojin-taxi.or.jp/
137		公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	http://www.ita.or.jp/info/coronavirus_guideline.html
138		一般社団法人 日本自動車リース協会連合会	経済産業省	http://www.jafa.or.jp/
139		日本内航海運組合総連合会	国土交通省	http://www.naiko-kaiun.or.jp/
140		一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.iships.or.jp/news_detail.php?id=7554
141		一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	http://www.isanet.or.jp/covid-19/index.html
142		一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.iopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf
143		日本船舶代理店協会	国土交通省	https://www.sendaikyo.org/
144		外航船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.iafsa.jp/
145		定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	http://teikokyo.or.jp/ http://www.air-terminal.or.jp/
146		一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	https://www.jata-net.or.jp/virus/ http://www.anta.or.jp/covid-19/
147		一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	https://www.nissokyo.or.jp/index.php
148		一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	http://www.iarw.or.jp/
149		公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	http://www.t-renmei.or.jp/ http://www.iafa.or.jp/ https://www.jiffa.or.jp/
150		全国トラックターミナル協会	国土交通省	http://www.zentakyo.jp/
151		日本郵便株式会社	総務省	https://www.post.japanpost.jp/
152		一般社団法人 日本港運協会	国土交通省	http://jhla.or.jp/docs/corona20200518.pdf
153		一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html

業種別ガイドラインについて

令和2年8月6日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
154	②⑩製造業全般	一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.sajn.or.jp/
155		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	http://www.cajis.or.jp/01detail.html?id=1451
156		一般社団法人情報サービス産業協会	経済産業省	https://www.jisa.or.jp/
157	②⑪オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
158		一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	国土交通省	http://www.jboma.or.jp/
159	②⑫企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.aissa.or.jp/
160		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	https://www.j-bma.or.jp/covid-19-guideline
161	②⑬行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html

※ 1 上記のほか、学校、医療機関、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設、建設業等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

※ 2 令和2年8月6日更新時のガイドライン公表数は161。